

## 日南市バレーボール協会慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、日南市バレーボール協会（以下協会という）における慶弔に関して必要な基準を定める。

(基準)

第2条 下表を基準にし、特別な場合は会長が変更するものとする。

(特別な場合の代決)

第3条 前条を示す事項のうち、緊急に処理する必要があるものについては、会長承認のうえ理事長が変更する。

(対象)

第4条 対象を役員1（理事・監事）、役員2（顧問・名誉会長）、役員3（県協会）及び協会の事業に寄与した個人とする。

### 慶弔の基準表

|               | 区分      | 相当品     |     |
|---------------|---------|---------|-----|
| 役員1の死亡        | 遺族に対して  | 生花または花輪 | 1万円 |
| 実父母、配偶者、実子の死亡 | 役員1に対して | 生花または花輪 | 1万円 |
| 役員2の死亡        | 遺族に対して  | 生花または花輪 | 1万円 |
| 実父母、配偶者、実子の死亡 | 役員2に対して | 生花または花輪 | 1万円 |
| 役員3の死亡        | 遺族に対して  | 弔電      | 5千円 |
| 実父母、配偶者、実子の死亡 | 役員3に対して | 弔電      | 5千円 |
| 協力者の死亡        | 遺族に対して  | 生花または花輪 | 1万円 |

付 則

1. この規程は、平成18年4月1日から適用する。